

定款の一部変更に関するお知らせ

去る平成 26 年 9 月 19 日に信用金庫法施行規則が改正され、定款に長期間所在が不明と
なられている会員（以下、「所在不明会員」といいます。）の方の除名（注 1）に関する事項
を定めることができることとされました。これにより、総代会の決議をもって定款を一部
変更し、所在不明会員の方を除名することができることとなりました。

協同組織の地域金融機関である当金庫におきましては、会員の方の加入・脱退の状況を
正確に把握することは経営上の重要な課題であり、法令・定款に基づく所在不明会員の方
への対応を行うことは、当金庫の出資事務の合理化、ひいては、現在当金庫をご利用いた
だいているお客様の利益にもつながるものです。

以上の理由から、当金庫では、平成 28 年 6 月 17 日開催の通常総代会において、定款変
更決議を経て、先般、北陸財務局の正式認可を得て、定款を変更することと致しましたの
でお知らせ致します。

これにより、下記に該当する会員の方は総代会の決議により除名となることとございま
す。

なお、住所等が変更になられた会員の方で、当金庫に対し届出住所等の変更手続きを行
っていらっしゃらない方は、速やかにお手続きを行っていただきますようお願い申し上げ
ます。

記

所在不明会員の方とは、次の 1～3 の全てに該当する会員の方で、これらの方は総代会にお
いて除名となることとございます。

1. 5 年以上継続して当金庫の事業を利用していない方。（注 2）
2. 当金庫の通知又は催告が 5 年以上継続して到達しなかった方。
3. 当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

以上

（注 1）

信用金庫法第 17 条 3 第 3 項では、定款に定める事由に該当する会員の方を総代会の決議
によって除名することができることと規定されております。除名により脱退とされた方は会
員の資格を失うこととなりますが、除名された総代会の翌年の 4 月 1 日（又は、翌年の通
常総代会の翌日）以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしております。

（注 2）

窓口や A T M 等でのご入出金等、借入金のご返済、口座振替契約の設定及び口座振替契
約に基づく引落としがされた方などは、1. に該当せず、除名の対象となることはありません。

ただし、5 年以上継続して、当金庫の出資のみをお持ちの場合や、当金庫の出資配当金や預
金の利息のみが記帳されている普通預金口座のみをお持ちの場合は、「事業を利用している」
には該当せず、除名の対象となります。

お問い合わせ先
氷見伏木信用金庫 総務部
電話 0766-74-4101